

## 森林組合事業の展開と地域における役割

— 岡山県真庭森林組合を事例として —

伊 藤 勝 久

### Development of Forest Cooperative Project and Its Role in the Region —A Case of Maniwa Forest Cooperative in Okayama Prefecture— Katsuhisa Iro

#### I はじめに

林業・林産業をとりまく現状は、近年、需要局面を中心にやや景気の回復がみられる。木材需給を左右するのは、需要量と価格である。木材需要の約半分をしめる建築部門では、新設住宅着工戸数は1981年以来、110万戸台で推移していたが、84年からは経済の拡大にもなって増加し、86年には136万戸あまりの実績を示している。一方、木材価格も81年以来低迷を続けていたが、87年第3四半期以降高騰し、近年にない特徴的な動きをみせた。

さて、このような短期的な木材需要の動向と、山元における林業の現状は別問題である。木材供給の主体たる山元では、以前にまして状況は、厳しいものになりつつあるといわざるを得ない。その要因としては、まず、上のような木材需要量、価格の短期的な変動に対しての木材供給が計画的に行えず、ひいては不安定な林業経営を強いられることが挙げられる。加えて、木材価格水準の上昇が、労賃のそれに追いつけず、その差が拡大し、木材販売収益では再造林費用がまかなえなくなっている。従って、一般の小規模林業経営体（林家）では、伐採・植栽を休止し、積極的には長伐期化、消極的には森林の放置化へと傾斜しつつある。このような、林家の林業経営の第一線からの後退ともなって、最近では、森林所有者からの受託などによって林業経営の一部あるいは全部を行う、個人、会社、森林組合、各種団体などの林業事業体が、林業経営の主体として、脚光を浴びてきている。

つまり、林業事業体では、林家とは異なり、所有範囲に限定されることなく広域に事業を展開することが可能であり、その事業の巾広さとともに経営に弾力性をもちうるのである。そのなかでも、森林組合は最も一般的な存在であり、各種の事業を展開している。昨年87年度には、森林組合法の一部が改正され、事業種目の拡大に法

的措置が与えられた。

本稿では、林家に代わる林業経営の主体として、森林組合をとらえ、森林組合の事業展開の推移とそれが地域林業におよぼした影響について、岡山県の真庭森林組合に即して考察を行う。

#### II 真庭森林組合の概要

##### 1. 地域の概要と広域合併の経緯

岡山県北部の中央に位置する真庭郡は、比較的早くから人工林による育成林業が展開した。戦後は、隣接する津山市とともに郡の中心をなす勝山町、久世町では木材の集散地化、製材産地化がみられ、活発な林業・林産業の展開がみられ、中国地方を代表する林業地帯である。

真庭森林組合の管轄する森林のうち、人工林は30,112ha（全県比で25%）で人工林率も57%と高く、さらに蓄積は161万 $m^3$ （全県比で25%）である。人工林率の高さに加え、その内容も全国的に幼齢林が集中する中で、齢級配置は壮齢林の比重も比較的高いことが特徴としてあげられる。

真庭森林組合は、75年に真庭郡内の勝山町、落合町、久世町、湯原町、新庄村の各森林組合と、既に合併していた蒜山森林組合（川上村、八束村、中和村）との広域合併によって発足した。当森林組合の事業対象森林面積は、合併当初で52,793haにおよび、組合員数も6,063人（組合加入率64%）を数え、県下でも有数の森林組合として誕生した。その本所は勝山町に設置され、合併前に組合のあった周辺町村には6支所が置かれている。

一般に合併する事のメリットとしては、次のような点が考えられる。①組合員、事業対象面積の増加とともに、作業班の充実もはかれる。つまり、造林の受託事業などを中心にして、通年雇用を可能にする事業量を確保でき、さらにそれは組合自体の経営基盤の強化にもつながるといえる点。②事業管理費などを中心にして経費が節減でき、組合の事業規模や管轄森林面積の増加によって

一般借入金を導入しやすくなり、国・県レベルの大規模の補助事業への対応が可能となる。つまり、資金の調達容易になる点。③個別事業が大きくなり、また経営とりわけ経理面で一本化が可能になることによって、計画以上の実績が期待できる点。④また、地域内における林業の全体的な展開の契機となり得る点、等々である。

さて、合併以前の各森林組合は次にみるように、事業量はある程度確保していたものの、地域の林業と密接に結びついたものではなく、その活動はむしろ消極的な印象さえ受ける。ただ、真庭郡、とくに北部は県下でも有数の公有林（公有林率は20%、岡山県全体では12%）であるので、その伐採収入で町村財政が豊かであり、その分民間の林業生産活動も停滞していたといえる。また美甘村では、森林組合が広域合併しなくても現状の村有林に関わる事業だけで十分に経営できるため、広域合併には参加していない。このような事情の中で、美甘村森林組合を除く6森林組合が合併に踏み切ったのである。

2. 合併前の各組合の状況

合併前の各組合の状況はどうであったのだろうか。図-1において、各組合の事業状況をみると、まず事業収益額、事業費用全体を比較すると、真庭郡南部3町の各組合が大半を占めている。これを事業総利益の比較でみ

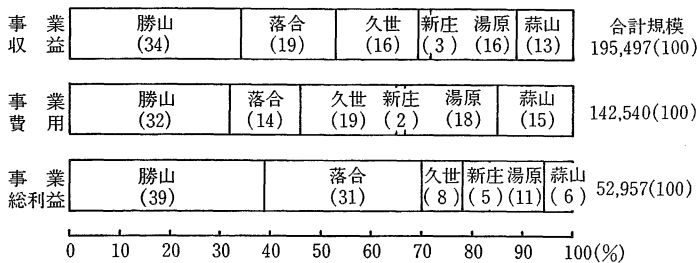


図-1 合併前の各組合の事業状況の比較 (1975年)

資料) 森林組合一斉調査 (1975年) による

注) 数値は金額 (千円), ( ) 内は構成比 (%)

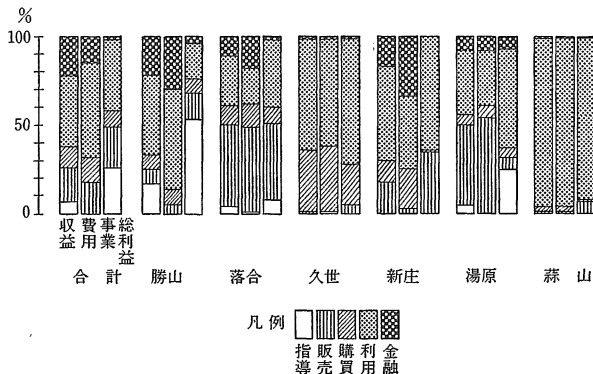


図-2 合併前の各森林組合の事業種別状況 (1975年)

資料: 森林組合一斉調査 (1975年) より作成

ると、いっそう明らかで、勝山町が39%、落合町が31%とこの2町で全体の70%を占め、他の町村の森林組合の構成比率は僅かである。従って、組合の事業量を活発さの指標とすれば、勝山町、落合町森林組合の占めていた位置は大きいといえる。

次に、各組合の事業の内訳とその特徴を図-2より、事業種別ごとの収益、費用、総利益を比較してみよう。まず、6組合全体の合計をみると、事業収益では、利用、金融、販売、購買、指導の順で、利用事業の占める割合が高い。これは事業費用をみても同様である。事業総利益では、利用、販売事業の比率が高く、次いで指導事業からも相当部分の収益を得ている。さらに各町村ごとに事業総利益をみると、久世町、新庄村、湯原町、蒜山森林組合は利用事業の割合が高く、落合町では販売事業、勝山町では指導事業の占める割合が高い。このことは、次にみる各地域ごとの森林資源状態と密接に関係している。

そこで、表-1から、70年から80年までの10年間の森林面積や人工林率の推移をみてみよう。真庭郡を北部（湯原町、新庄村、川上村、八束村、中和村）と南部（勝山町、落合町、久世町）に分えて考えてみると、所有形態別には、北部においては公有林（村有林など）の比率が高く（20~40%）、私有林の比率は比較的低い（40~60%）のに対し、南部では私有林の比率が高く（80~95%）、他はわずかである。また、国有林は湯原町（20%）、中和村（28%）、川上村（45%）と北部に集中している。従って、北部においては、公有林や国有林の地元経済に占める割合は大きいと考えられる。しかし、南部ではとくに私有林において、人工林化が早くから進んでおり、人工林率は50~70%と、北部の27~50%に較べ高い比率である。

この人工林化の進展にも差異があり、北部は公団造林が増加しているのに対して、南部では公社造林地が目立っている。これらの、公社・公団造林地の面積は、郡内平均で3.7%（80年）であるのに対し、北部の川上村、八束村では、9~16%も占め、その比率は他町村に較べ高い。人工林率もこの関係からみて、北部での増加率が高いのである。

また、聞き取りによれば、スギ・ヒノキ用材として、材質が優れているもの

表-1 真庭郡の林野面積と人工造林の進展

町 村	林 野 面 積 (ha) (*1)							林野率 (%) (*1)	人工林率の進展(%)					
	合 計	国有林	民 有 林				1970→80		70→80	合 計	70→80			
			計	公団	公社	町村有						私有林		
勝山町	11,843	657	11,186	—	219	989	9,795	86	70	84	53	65	54	60
落合町	10,987	55	10,932	—	151	262	10,460	74	100	100	38	50	38	51
湯原町	12,469	2,485	9,984	141	177	1,163	8,129	88	53	64	35	47	39	52
久世町	6,113	434	5,679	—	163	665	4,784	82	78	75	51	70	53	71
新庄村	6,123	330	5,793	94	76	1,549	3,974	91	91	87	34	47	37	52
川上村	6,398	2,209	4,189	36	97	1,364	2,692	83	37	47	29	31	33	45
八東村	3,915	262	3,653	398	200	1,223	1,829	64	37	19	14	24	18	27
中和村	4,135	1,099	3,036	—	283	710	2,033	87	50	55	26	41	32	47
全地域	61,983	7,476	54,452		1,193	7,925	11,828	82	51	60	39	51	41	42

資料) 1970, 1980年林業センサス。

注) 美甘村は含まれていない。また, (\*1)は1980年の数値である。

は、南部の産出材で、とくにヒノキは落合町、スギは勝山町のものが良質といわれている。これに対し、北部は現在、人工林の依採実績は少ないが、多雪の関係上その材質は期待できるものではないといわれている。

以上のように、合併前の各森林組合は地域的に性格の差がみられた。それは、その地域固有の森林状況や林業環境を背景としたものである。この様な森林組合が合併した結果、予想通りにスケールメリットが発揮できるような組合へと変貌を遂げたのであろうか。広域合併後の真庭森林組合について以下考察してみよう。

### III 森林組合事業の展開

#### 1. 事業の概要

ここでは、森林組合の事業の展開とその背景を中心にみる。

まず図-3において、組合員数、出資金総額の推移をみると、組合員数は合併当初から若干の増加がみられる

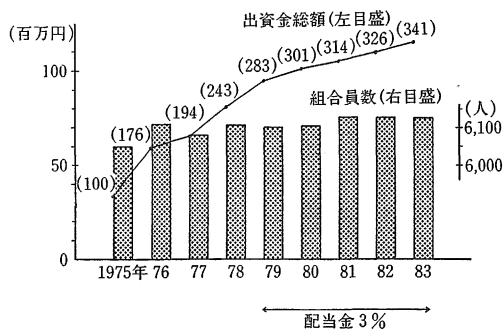


図-3 組合員数・出資金総額の推移

ものほとんど変化がない。また地域における組合の組織率(組合員数と山林所有者数の比率)は、合併当時には約64%でその後70%程度になっているが大きな変化ではない。従って、組合の規模としては、既に合併当初においてほぼ現在の原型がみられる。また組織率の点では、それ以後の新規加入者が少なく、主な山林所有者は当初からほとんど加入していた。

一方、出資金総額をみると、合併当時は約3,400万円であったものが、その後2~3年間で急増し、現在では当初の約3.4倍にあたる1億1,500万円に達している。この一つの要因として、合併の直後では組合員へは無配当であったものが、54年度から3%の配当が可能になった事があげられる。つまり、森林組合がより身近なものとして組合員に認識され、それが次期の出資金の増加へとつながるといふ好循環を生み出したのである。この出資金の増加は、森林組合の経営基盤を拡充し、また活動の幅を大きくし、弾力的な対応を可能にしたと考えられる。

つぎに事業の展開を概観すると、収益では81年をピークにその後停滞しているが、総利益では緩やかではあるがほぼ一貫して増加している。経常利益は、76, 77年は赤字であったが、78年に黒字に転じ、その後順調に伸び、81年からはやや減少している。

つまり、事業量を単純にみる限り、当初は合併に伴った迂余曲折のなかで展開方向を摸索していたが、その後、合併組合として事業も軌道に乗り、急速に展開を遂げたと想定できる。さらに最近までは、事業量は安定的に確保されているが、以前ほどの急速な発展はみられない。これは、組合の地域における役割が確立した一方で、81年頃からの木材価格の低迷が原因となっている林

業生産活動の停滞が影響していると考えられる。

さらに図-4で、部門別に事業収益の推移をみてみよう。事業収益全体は、75年を基準にすれば約3倍近くまで伸びているが、81年を境に若干の減少に転じている。各部門別では、利用事業の発展が目立っている。これは75年を基準にして、5倍以上にも伸びており、最近では全体の60%以上にも及んでいる。次に購買事業では79~81年をピークにして現在では75年の水準程度にまで減少している。販売事業では、シイタケの販売を中心として拡大し、75年の約3.6倍になっているが、全体に占める比率は変わっていない。金融事業も販売事業と同様の傾向である。

従って、真庭森林組合の事業の展開を支えてきたものは、一貫して利用事業であった。最近では、全事業量に占める比率(収益)は約62%にも達している。この点からも、当組合は、造林・保育を中心とした利用事業によって地域の山づくりを軸に展開してきたといえよう。

## 2. 展開の契機

合併後、最初に計画されたことは、大型組合の経営をいかに安定させるかという事であった。事業収益の増大と最も結び付き易いものは、雑木林の伐採・販売と伐跡地の拡大造林である。つまり、伐採と造林を一連の事業としてセットにしるので、森林組合にとって最も取り組み易い方法である。従って、当組合では、林産事業の拡大に重点を置き、また従来から活躍している民間の素材業者との競合上、事業対象は国有林、公有林を中心とした。

国有林、公有林における林産事業は主としてスギ、ヒ

ノキ用材、パルプ材の買取生産であり、対象地は北部の蒜山(川上村, 中和村), 新庄村, 湯原町に多く、隣接する苫田郡内でも事業が行なわれた。しかし、伐採対象地は山が深く、伐採・搬出が困難なうえ、販売価格も安かったため、多くの欠損を出した。これ以後、林産事業においてはきわめて慎重になり、なるべく買取生産をしない方針になった。

収支状況との関りで、賦課金についてみると、合併前は単位森林組合で賦課金を徴収していた組合もあったが、合併の条件の一つにそれを徴収しないという方針があったために、合併後は徴収されていない。さらに75年10月から77年度末まで、各町村から員数割による年間600万円ずつ補助金(合併に際する一時金)を得ていたが、2年後からそれが得られなくなったため、77年度末には経常利益に欠損金を計上している。また、76年度には常務理事が4名で人件費がかさみ、事業管理面での合理化が緊急の問題となっていた。加えて、先述の様に、合併後1~2年間は各支所のスタッフ相互で意志の疎通が十分でなく、組合員の山林の状況も十分に把握できていなかった。

上のように様々な問題を抱えていた真庭森林組合も、78年度末には経常利益で黒字となり、当期欠損金の額も減少した。以後経常利益は増加を続け、79年度からは剰余金も黒字に転じ、組合員に対し出資金の3~4%の配当も実施できるようになった。

事業が安定して展開するに至った一つの契機は、78年度から新庄村で実施された草地造成事業であった。これは新庄村が計画した林地の草地転換で、当森林組合がこ

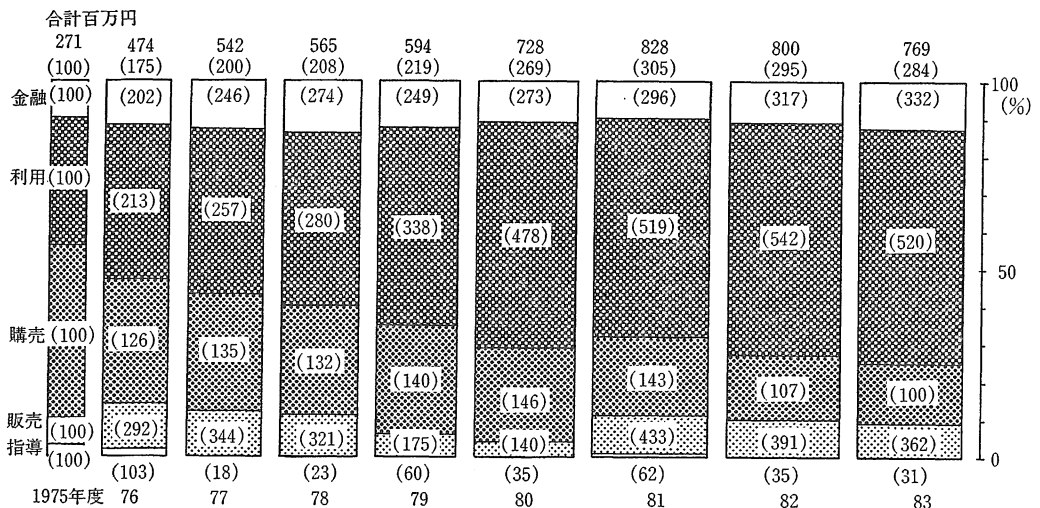


図-4 部門別事業収益の推移(資料:真庭森林組合)

注: ( )内の数値は1975年度を100とした指数。

各年度のグラフの中は、合計値に比例している。

れを受託，実施したものである。この事業によって，作業班の通年雇用が軌道に乗り，利用事業を中心とした組合経営が行われるようになった。一方，作業班では，75年に雇用保険制度の改正が行なわれ，当組合では78年からこれに対応し，退職金制度などの福祉厚生面が充実し，通年就労が実現され，労働環境の改善が進属した。

3. 事業の展開

(1) 指導事業

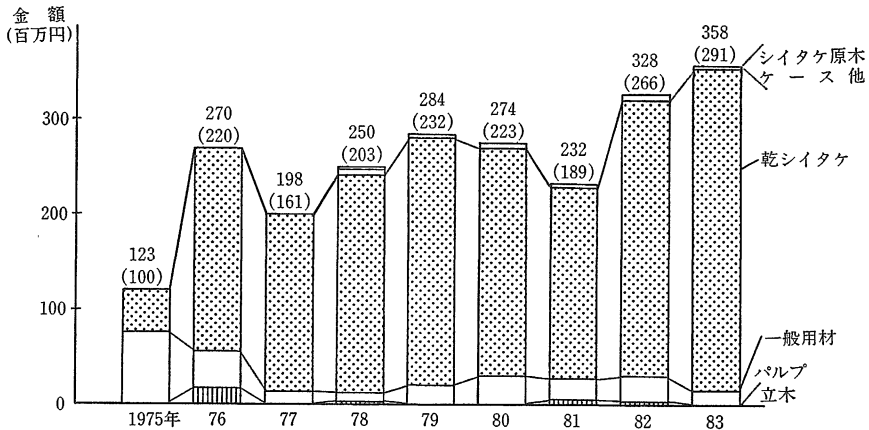
指導事業の年次別実績をみると，合併直後の75～77年頃は，労務共済，雇用保険の加入など，作業班の労働条件の改善と労働環境の整備が重点的に行なわれている。また，シイタケ生産をはじめ，間伐・枝打ち技術の講習会，研究会あるいは林業金融関係や林業機械などの，林業生産（造林，保育）や特用林産物に関わるものが中心となっていって行なわれていた。従って，この時期には，森林資源の量的，質的な充実を目標とした基盤整備・造林投資から資金回収までの林業経営の方法などに関する基本的な事項が指導事業の対象とされた。

ついで78年頃からの事業をみると，重点は補助事業に移っている。列举すると，77年度からはじまる団地施業

共同化事業は83年度まで全9ヶ町村を順次対象としてゆき，また78年度から中核林振事業（第2次），79年度から森林総合整備事業，80年度から林業振興地域育成対策事業，81年度からは新林構が計画，実施されている。さらに81年度からは間伐促進総合対策事業が実施されている。この時期には，合併後の事業を具体的に展開するにあたって，林業地としての基盤整備とその振興をはかる事業が中心となっている。この一連の指導事業から見ると，真庭森林組合は地域の森林生産体系の底上げを図ろうとする姿勢が読み取れる。

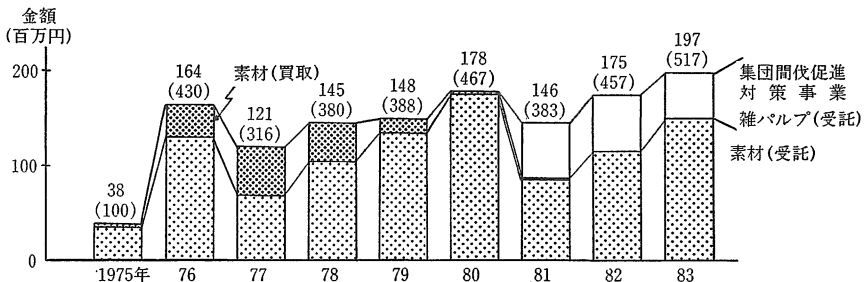
(2) 販売事業

図－5，6から販売事業についてみてみよう。真庭森林組合の場合，とくに顕著なものに乾シイタケの販売がある。図からも明らかなように，76年度から販売事業総額の80%以上も占め，その比率は年々増加している。このシイタケ生産は，その結果としての販売事業だけでなく，指導事業のなかでも懇談会，情報提供，品評会などを通じて重要な位置を占めていた。シイタケ生産の指導そのものは，各単位組合毎に合併前から行なわれていたが，合併直後（76年2月）から，森林組合職員，県森連



図－5 販売事業の展開

(真庭森林組合総代会提出議案書より) 実数は金額，( )内は1975年を100とした指数



図－6 林産事業の展開

(資料は図－5と同じ) 実数は金額，( )内は1975年を100とした指数

駐在員、県真庭地方振興局 SP の人達が協同して、各戸毎に巡回指導したのである。また、シイタケの種ゴマ生産業者とともに、森林組合職員が巡回指導したこともあった。その後勝山町や落合町ではシイタケ生産組合ができて、品評会などを催し、熱心な活動を行なっている。

真庭郡内でシイタケ生産が盛んになった背景の一つに、従来からこの地域が木炭生産の盛んな所で、広葉樹資源がシイタケ原木の十分な供給が可能であったことが考えられる。また、山間部で平地が少ない当地では、有効な土地利用の一つとしてシイタケ生産が拡大したのである。

そこでシイタケ原木についてみると、最近の事情では、地域内の原木は減少し、やや不足気味であるといわれている。シイタケ生産者のうち大規模の者は、自ら地域外（鳥取県など）から原木を大量購入しており、中小の生産者は森林組合の生産した原木を購入している。このような原木減少は、将来、シイタケの安定的生産を脅かす要因になる可能性が強い。そのシイタケの品質は全体的に良質であるが、生産に携わる経験の長短によって生産者間に品質のパラツキがあるといわれている。

ここで、販売事業の中で、シイタケや一般用材、パルプ材などの位置付けとその意味を考えてみよう。75年度（半年間）を別にすれば、販売事業の中で乾しシイタケの占める割合は、80%から94%へとほぼ一貫して伸びている。一方、立木、一般用材、パルプ材は、20%から4%へと減少の一途をたどった。これは、森林組合事業の当面の中心が、資源育成におかれていることや、伐期に達した林分の伐採・販売は多くの場合、民間の素材業者が担っているためである。地域における素材生産量に占める森林組合のシェアは、郡内全域で約10%（83年の数値）、6,000m<sup>3</sup>であることから、このような事情が推察できる。

利用事業では最近2~3年は頭打ちの形になっており、造林・保育すべき林分はほとんどなされたと考えられる。

森林組合の方針も、今後は販売事業へ重点を移すということである。つまり、資源造成を目的とした造林・保育（利用事業）から、森林組合が地域の素材生産の主導権を握り、販売事業とくに林産事業を中心にすえた組合経営を行なうというものである。

(3) 購売事業

先述の方針は、購買事業の推移からもうかがえる。シイタケ種ゴマの購買量は75年からほぼ一定しているのに対し、造林用の苗木は81年から急速に減少しており、苗木の本数も81年を別にすれば傾向的に減少している。また、購買事業全体も、苗木の購入量と連動して80~81年をピークに最近では減少傾向にある。

(4) 利用事業（森林造成事業）

利用事業の中でも森林造成事業についてその推移を考察してみよう。まず図-7で新植面積の推移をみてみよう。事業総量は、75年を100とした指数でみると、81年が206でピークに達し、それ以降は減少しているが、その割合は比較的緩やかである。事業対象別の内訳をみると、公社造林が約50%を占め、年次毎の新植面積でも極端な増減はない。町村有林、県有林については78~79年頃に一度ピークに達したのち減少している。

さらに、一般私有林については81年までは増加傾向にあったが、これも最近はやや減少傾向にある。一般造林の減少傾向は、近年の木材価格の低迷が、林家の造林資金の確保や林業経営意欲の減退に少ないからぬ影響を及ぼしているためであると考えられる。しかしいずれにせよ、新植面積は今後も減少の一途をたどるであろう。つまり、拡大造林では植林すべき所はほとんど植林され尽くし、再造林の場合でも、林家自身が木材不況によって資産保持的傾向を強めており、従って立木処分・伐採も

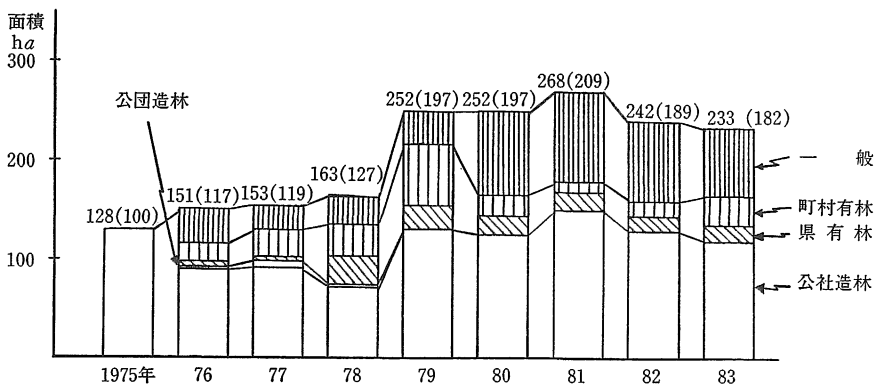


図-7 造林（新植）事業の展開〔森林造成事業(1)〕  
 (真庭森林組合資料、通常総代会提出議案書より) 実数は面積、( )内は1975年を100とした指数

少なくなり、造林面積の急激な伸びは考えられないからである。

さらに図-8で保育面積の推移をみると、次の様な点を読み取られる。75年は半年分であるから別にしても、公社・公団・県有林・町村有林での事業はわずかながらほぼ一貫して増加している。これに対し、一般の私有林では79年まで停滞していたが、80年から急激な伸びを示している。また、保育事業の対象地は公社・町村有林・一般私有林である。この中で、公社では毎年35~40%を安定的に占めている。それに対し、町村有林は37%から24%へと減少し、一般私有林は17%から32%へと増加している。80%に一般私有林での保育事業が急激に増加している。その原因としては、「新植事業の拡大と保育事業、受託森林経営事業、冷夏長雨緊急対策事業等の大巾な進展があった(80年度事業報告書)」ためである。

保育の内容をみると、主として下刈、次いで除伐、枝打、その他となっている。最近では下刈の比率が60~70% (面積比) も占め圧倒的に多いが、今後、造林面積の減少や林分の成長に伴い、除伐、枝打さらには間伐が増加すると予想される。このようなより高度な保育作業に

は、森林組合作業班等の経験を積んだ労働力が要求されるに違いない。森林組合作業班の造林・保育の技術的なレベルは高いと言われているが、受託作業などでそれを満度に発揮するとなると、きわめて丁寧な作業になるため、政策的支援がなければ林家の自己負担分は相当増加する恐れがある。

しかし、一方では、真庭郡の中でも林業の先進地である勝山町などでは、伐採後の新植に際して造林・保育のほとんどの作業を全て自己労働や、親戚などの労働によってまかなう場合が多く、森林組合に委託する事はまれである。たとえば、地域の新植面積における森林組合の受託造林のシェアは、公社等の機関造林を除けば、約20%にすぎない。また受託保育のシェアは約50%である。これは勝山町をはじめ南部に多い傾向で、林業先進地としての所有・経営意識の強さによると思われる。勝山町の富原地区など特に林業経営が盛んな所では、篤林家を中心に組織される林研グループの活動が著しい。ここでは、明治以来の育林の歴史を背景にして、林業経営が行なわれており、森林組合も富原林研グループから学ぶべき事が多いといわれている。それでもなお、地域全体の森林施業に関しては、とくに技術的熟練と危険を伴う枝打等には、森林組合の組織された熟練労働力が不可欠であるといわれている。従って、利用事業は育林技術の普及を通じて、今後も重要な事業部門であると思われる。

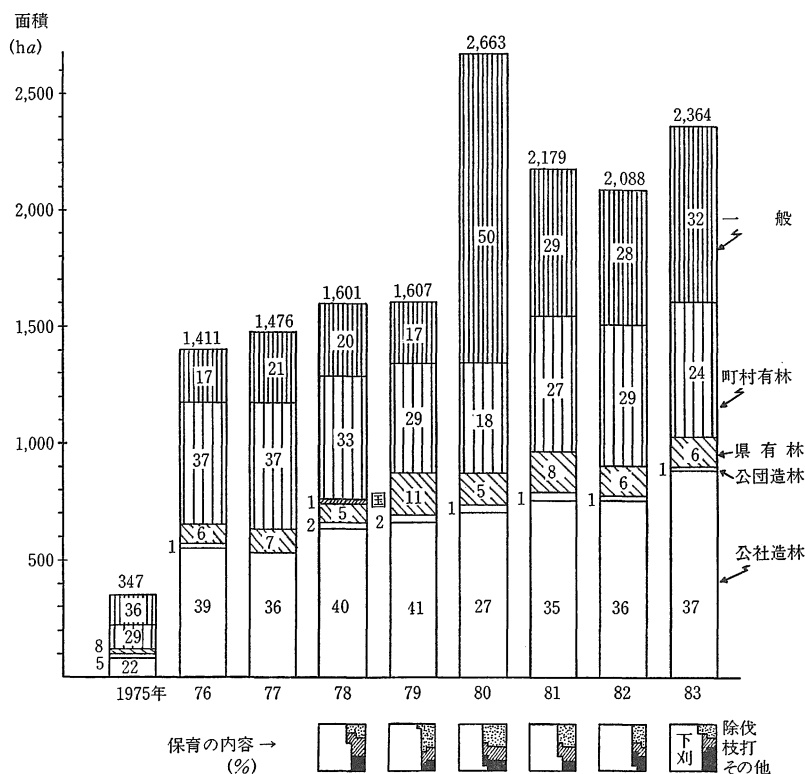


図-8 造林(保育)事業の展開〔森林造成事業(2)〕

(資料：森林組合一斉調査) 実数は保育面積計 グラフ内の数値は構成比(%)

4. 作業班『林業推進隊』

作業班は、83年現在、全体で34班、161名（造林班は32班・149名、伐出班2班・10名）を擁しており、作業班員は全員通年雇用を確保されている。真庭森林組合では、作業班を『林業推進隊』と呼び、造林や保育作業を通じて、優良材生産を目標とした高度な林業技術の修得とその地域の林業・林家への普及を目指している。

真庭森林組合では、合併後、作業班は若干の新規募集も行なわれており、実人員、班数ともに拡充がはかられている。作業班員の出身をみると、ほとんどの者が山仕事（伐採、造林）の経験者であり、また、中小規模の山林を所有している農林家の世帯主である。つまり、自家山林の育林労働や雇われて他人の山での労働をした経験があり、林業労働者として技術的な水準ははじめから一定以上はあったと考えられる。その出身地は、ほとんど真庭郡内であり、ただ一班のみが隣接する久米郡の出身である。

作業班の造林、伐出の技術水準面では、技術向上のために、県が主催する技術研修に各班から班長が参加し、その後班員に伝えるという形をとって行なわれている。これは、とくに機械取扱の研修が多く、集材機、架線、伐採機械あるいは保育機械などである。造林、保育部門では、時々班単位で先進林業地の見学も主体的に行なわ

れている。また森林組合は、富原林研グループをはじめ地域の様々な組織や林家との技術交流や、個別林家が自力造林、保育を行なう場合の技術の普及をも行なっている。

作業班の人員数や年齢構成をみると、最近では高齢化が目立ち、これが最大の問題となっている。まず、実人員の推移では全体に若干の減少がみられる程度である。男子労働力は徐々に減少しているのが特徴的である。年齢層別にみると、29～39歳、40～49歳の層が減少しているのに対し、50～59歳、60歳以上の層が増加している。これは男女とも同じ傾向で、新規若年労働力の参加がないため、全体に高齢層にシフトし、高齢化の進展が問題になりつつある。作業班員のほとんどは、造林作業に従事しており、伐出作業の従事者は、林産事業の停滞によって少なく、その人数も減少傾向にある。現在、伐出作業は主として50～59歳の層によって担われており、その平均年齢は年々上昇している。

ところで、合併の際に重要なポイントになっていた労働力の流動化、通年雇用の達成はどのように実現されたであろうか。図-9によって、作業班員の事業月別就労状況の推移をみると、次のような特徴が読み取られる。月別の就労状況では、合併当初は1～2月が極端に少ない一方で、6～8月が相当多く、月によってかなりの変

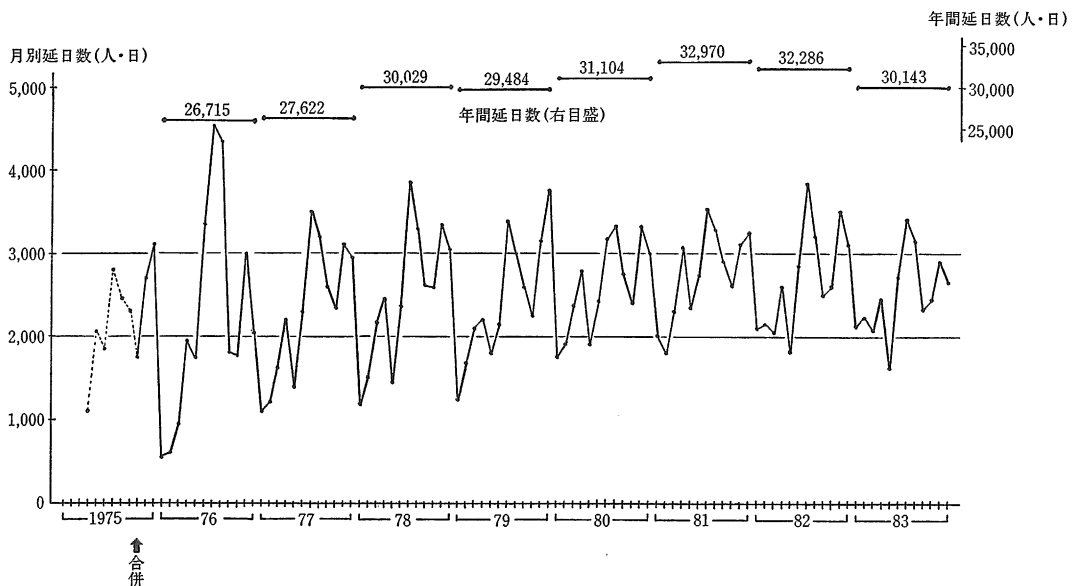


図-9 作業班員の事業月別就労状況

資料：森林組合一斉調査

合併前は点線で表わし、各組合（勝山町、落合町、久世町、湯原町、新庄村、蒜山）の合計値を示した。



動がある。この要因として、冬期の積雪のためにとくに北部では事業が休止され、夏期には下刈などの作業が集中し、また農繁期には林業作業ができなくなるということが考えられる。

しかし、このような季節変動も年を追って少なくなり、ここ80年前後からは毎月の就労日数が、2,000～3,000人日(延日数)の範囲内に収まるようになってきている。これは、事業地や事業量の融通が組合内部で徐々に円滑に行なわれるようになった結果と解され、また通年雇用の実施に際し冬期の事業量確保の方策も充実してきたと考えられる。さらに年間の延就労日数の推移をみても、81年までは月別就労状況の平準化とともに増加の一途をたどっている。ただし、82～83年は造林の事業面積の縮小とともに減少している。

次に、年間雇用日数別の階層でみると、合併当初は90～149日、150～209日の中位の層が多かったが、徐々に210日以上層が多くなっている。このように就労状況からみる限り、合併当初の目標であった。通年雇用および労働力の流動化はほぼに達成されたこととみてよいであろう。

以上から、森林組合事業の実績の進展とともに、作業班をはじめとする作業組織は拡充されつつあり、とくに通年雇用の達成、労働力の流動化の促進は評価すべきものである。ただ、当組合ばかりではないが、労働力の高齢化対策は今後ますます重要にそでであろう。また造林を中心とした作業仕組から伐出中心の作業仕組への移動と再編成は、今後の組合活動を左右する重要な要因である。

#### IV 真庭森林組合の現在の位置づけ

##### 1. 地域林業に果たした役割

真庭森林組合は、地域の林業にどのような影響を与えてきたであろうか。合併後、10年以上が過ぎた今日、現在までの事業実績は、それを地域林業の枠組の中で検証すると、いかなる評価が与えられるべきであろうか。ここでは、真庭森林組合の合併後の実績を検討する。事業の展開と、実績が今日大きな意味をもつと考えられる次の各点について、言及してみたい。

##### (1) 指導事業と生産基盤整備

前述のように、合併当初は林業生産の環境整備、つまり労働条件の改善や育林、林産物生産の講習会などに力が入れられていた。続いて経営が軌道に乗りはじめると、実際の林業生産の現場や生活基盤の整備など、補助事業の導入や林業の構造改善に重点を移している。これは順を追った妥当な方法であるが、裏返せば、合併前の林業生産環境がいかに弱体であったかをあらわしている。実際、真庭郡で林業が比較的盛んに行なわれていた

所は、勝山町、久世町、落合町の南部の私有林が中心で、また体系的な育成林業は、勝山町富原地区を除いてはほとんどなかった。従って、育成林業のための基盤づくりは、スギ・ヒノキへの林種転換の是非や担い手問題などの前提を除けば、今後の地域林業の展開の一つの契機として位置づけられよう。

また、人工林率という指標で林業の展開をみると、前掲表-1のように、管内全体では41%から52%に増加しており、民有林では39%から51%と増加の割合が著しい。この傾向は、北部よりも南部が顕著であるが、北部では公社・公団造林が盛んで、これによって成立した育成林業を契機に今後の地域林業を推進しようとしているのである。

##### (2) 特用林産物の生産

特用林産物とくにシイタケ生産についてみると、真庭郡ではシイタケ生産が盛んで、森林組合の販売事業における乾シイタケや購買事業におけるシイタケの菌種の比率は、増加ないし安定的に推移している。この地域におけるシイタケ生産は、製炭が衰退し雑木の利用方法のひとつとして始まったといわれている。森林組合は林構などの補助事業を導入し、あるいは講習会や品評会などを開催し、より一層シイタケ生産に力を入れた。その背景には人工造林の進展と対になって雑木林の利用開拓があげられる。また、農林家の現金収入の手段が限られ、地形的には傾斜地が多く、代替農作目が少なく、シイタケ生産が最も身近なものであった事もその要因であった。加えて、森林組合だけでなく、町や農協の指導もあり、経営感覚の鋭い民間のリーダーの存在も大きな要因であった。

現在のシイタケ生産の多くは、規模の大小を問わず谷間の狭小地や山腹地を利用したもので、林内で生産が行なわれ、集約的な複合生産といえよう。シイタケを生産する農林家数が拡大し、品質面でも安定してきた反面、最近では原木となる広葉樹資源の減少という新たな問題が生じている。木炭時代に盛んにおこなわれたクスギ造林は、近年ほとんど見られなくなったが、篤林家層が中心になって意識的に広葉樹の保残を行なっている。森林組合でも、シイタケ原木確保の意味だけでなく、広葉樹資源の保護、育成に真剣に取り組まねばならないと考えられる。

##### (3) 森林資源の充実

作業班による森林造成事業を考えてみよう。これは前述の通り、南部の個別林家の造林や育林作業の委託は比較的少ないため、北部を中心に公社、県有林または町村有林の造林受託作業が大部分を占めている。従って、現

在のところ、機関造林の担い手となっているのが森林組合であり、地域の森林資源の造成に、農家林家に代わるものとして大きな役割を果たしているといえる。

林産業との関りで見ると、南部、とくに勝山町では、ヒノキ柱角製材産地としての地位を確立しているが、その製材用原木はほとんど郡外からの移入である。従って、現在、郡内の森林資源——優良製材品の製材用原木として利用できるほど資源的には成熟していないが——と製材産地を形成する各業者とは密接な関係があるとはいえない。しかし今後産地間競争が激化すると考えれば、流通経費の軽減や地域内部の主体を強化するために、現在郡外から移入している原木の相当部分を地域産出材におきかえねばならない。また、この方法が、地域内での高付加価値生産と安定的な地域林業体制の実現に最も良い方法である。この時、今日まで続けられてきた森林組合の森林造成事業あるいは良質材生産のための保育技術の普及などが大きな意味をもつであろう。つまり、森林組合の森林造成事業は、今のところ、林家や地元の木材産業とは直接的な結び付きは乏しいが、将来的には真庭郡の森林資源の充実と良質材生産のための契機として位置づけられるべきであろう。

ところで林産事業をみると、現在は買取林産、受託林産ともに決して十分な事業量を確保しているとはいえない。地域の素材生産は民間の素材業者によってほとんど担われているのが現状である。これも先述のように組合事業の中心が森林造成事業であること、地域の素材生産はほとんど民間素材業者が占めており、林家との長い顧客関係があるため森林組合の参入、シェアの拡大が困難であること、などがその理由である。森林組合では、造林可能地はほとんど造林されたと考えており、作業班の編成を造林班中心のものから、伐出班中心のものへ変更する計画もある。この計画とその実施に伴う作業班の給与条件や労働環境の改善が図られれば、森林組合は林産事業を主として展開してゆく基盤はもっていると思われる。さらに今後の林産事業の展開によって素材生産事業に携わる作業班員の補充も予想される。それは林業不況の中で中小の素材業者が淘汰、整理されてゆく過程と逆に、森林組合が地域の素材生産の地歩を占めることにもつながるのである。

#### (4) 林産事業と立木評価

このことについて、森林資源造成と関連させて考えてみよう。林産事業の内訳は、受託林産が中心で買取林産はほとんど行なわれていない。これは、組合の経

営面からは短期的には安全性を重視した方策であるが、受託林産でみても地域における森林組合のシェアは、わずかに10%に過ぎない。山林所有者と立木の売買契約を結ぶことができないと、森林組合は林産事業への転換をはかることが困難である。林産事業に関して、山林所有者との関係を確立するためには、二つの方法があると思われる。

第一に、業者と同様に買取を行ない、代金も生産開始時点まで全額払いをすることである。ただし、業者と取引する場合に山林所有者側にとって有利に働いている要因——売却代金の非公開——のために、山林評価が常に正常なものであるという保証はないのである。素材業者は、代金前納の危険負担を独自の山林評価の方法で補填していると考えられるが、森林組合ではこのような方法をとれない。しかし山林所有者にとって代金の前納という魅力があるため、森林組合が買取生産を積極的に採用すれば、林産事業の拡大、事業の安定のための有効な手段となる。そのために、森林組合では、正常な立木評価方法を林家に広く普及し、さらに組合内部で木材の価格動向を正確に判断できる眼が養われることが必要である。

第二の方法としては、現在行なっている受託生産の有利性を山林所有者に認めさせ、徹底することである。その糸口となるのが、現在行なっている立木評価である。これは受託の有無に関わらず希望者に対して行なっている立木評価で、手数料は評価額の3%以内である。表-2は、78年から84年までの7年間の実績であるが、件数は減少傾向にあり、またそのうち素材生産を組合に委託する割合変動がはげしい。しかし、地域全体の立木売却件数の内にしめる森林組合の評価件数は、増加しているといわれており、最近、立木評価件数の約3割が森林組合に依頼されている。

たとえば、表-3で、84年度の立木評価および受託生産の明細をみてみよう。全部で11件の立木評価の依頼があり、その内6件の受託生産が行なわれている。また、部落有林や社寺有林は公売に付され、いずれも森林組合が落札しているので実質は9件の素材生産が行なわれた

表-2 立木評価件数、面積の推移

年次	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
件数	19	20	16	11	20	10	11
面積 (ha)	8.5	11.7	7.0	4.0	14.7	8.9	28.5
1件当り面積 (ha)	0.45	0.59	0.44	0.36	0.74	0.89	2.59
組合への委託件数	13	16	15	8	16	7	6
委託件数比率 (%)	68	80	93	72	80	70	54

資料) 真庭森林組合業務資料

ことになる。収入予定額と実際の収入額とを比較してみると、多くの場合妥当な評価がなされているが、実際の収入が予定を上回る場合の方がその差が大きい。つまり、組合の評価は、良質材や高単価の材に関しては一般に「慎重」であり、安全性を重視したものである。このことが林家にとって物足りない点かもしれない。

勝山町富原地区のある篤林家では、森林組合や素材業者の毎木調査の結果と照合するために、自ら毎木調査を行ない、立木は地元の素材業者に販売している。それは森林経営に関心が深く、自らの毎木調査に自信があるというが、他方では、組合に調査を依頼しさらに生産を委託した場合の手数料が、それを妨げる要因になっているようである。

加えて組合の受託生産は、比較的単価の高い作業班の

労賃分だけ経費がかさむという点で、一般に敬遠される事が多いという。しかし、組合の立木評価に関しては、最も信頼のできるものであると評価している。また、組合の林産事業が買取になれば、組合へ販売する可能性もあると示唆しているが、現在のように受託生産であると生産期間の差だけ林家への収入が遅れるので組合への委託に踏み切れないのである。

林研グループを中心に、林家自体も自山で生産された原木の評価（価格）に関心を強め、原木市場の現場で販売状況を見学する人が増えている。これは、林家が販売した立木について、その評価が市況や材質と比較してどの程度妥当なものであるかを、林家自信が知る上で重要な意味がある。一方で、森林組合に立木評価を依頼したり、委託生産に出す林家は、自家労働力が不足で山へ、

表-3 立木評価、委託生産の明細（1984年度）

番号	所有者 所在地	樹種	樹 齢 (年)	本 数 (本)	材 積 (m <sup>3</sup> )	面 積 (ha)	見積評価額 (千円)	予定収入額 (千円)	実現収入額 (千円)	跡地造林
1	T(個) 勝山町	スギ	70	395	344	0.3	12,212	5,424	生産中 (委託)	あり
2	N(共) 川上村	スギ ヒノキ	40 40	1621 138	310 8	1.0	7,897	2,972	2,453 (委託)	なし
3	I(個) 川上村	スギ ヒノキ	70~80 70~80	198 102	110 36	0.5	7,665	5,180	— (立木評価のみ)	—
4	M(社寺) 新庄村	スギ	70~80	22	40	0.1	— (概算)	1,500 ~ 1,800	1,310 (公売・落札)	なし
5	T(個) 勝山町	マツ	60~70	1761	2100	17.0	47,565	14,575	生産中 (委託)	あり
6	K(社寺) 落合町	ヒノキ	53	2782	1135	5.5	43,091	26,480	32,480 (公売・落札)	あり
7	Y(部落) 落合町	ヒノキ	53	297	140	0.6	6,356	3,970	5,000 (公売・落札)	あり
8	K(個) 落合町	ヒノキ	40	233	40	0.2	1,780	1,200	1,170 (委託・間伐)	—
9	S(個) 勝山町	スギ ヒノキ マツ	30 22~45 —	289 1190 41	77 160 —	1.0	9,244	5,800	7,093 (委託)	あり
10	S(個) 落合町	スギ ヒノキ マツ	36 50~60 —	293 761 51	95 280 66	1.5	17,023	9,898	— (立木評価のみ)	—
11	M(個) 落合町	ヒノキ	45	約500	約150	0.8	— (概算)	4,000~ 4,500	5,789 (委託)	あり

資料) 真庭森林組合業務資料

注) 表中の略号は次のとおり。(個)個人所有林,(共)共有林,(社寺)社寺所有林,(部落)部落所有林,(委託)森林組合が委託生産を行った,(公売・落札)所有者が公売に付し森林組合が落札,(間伐)間伐のみを行った,(概算)毎木調査をせず概算で評価した

の関心も薄いという考えかたもある。あるいは、組合に立木評価だけを依頼して、業者に販売する林家もある。

しかし林家にとってのメリットも多く、その一つに組合の受託生産であると丁寧な伐採をするので、跡地造林に有利であるとの評価も高い。表の例でも、委託者のほとんどが造林を依頼している。この点からも、森林組合による立木評価は、一応定着し、信頼を高めていると見られる。長い目で見れば、森林組合の立木評価は、林家自らが森林を評価する力を身につけるといって地域に貢献していると思われる。

#### (5) 原木流通機構との関係

真庭森林組合は84年度に林産事業部門では受託生産のみで約3,200m<sup>3</sup>、その他に農家林家自身による自伐材の委託販売が約3,000m<sup>3</sup>、合計で約6,200m<sup>3</sup>の素材を扱ったことになる。これは真庭郡で産出される素材材積の約10%にあたる。林産事業の取扱分はすべて、岡山県森連勝山共販所に出材され、籠りにかけられる。

勝山共販所に出荷した県内業者と真庭森林組合を比較すると、材積、金額の実数、構成比ともに、ほぼ組合が減少傾向にあるのに対し、業者は一貫して増加している。ところが、平均単価の推移をみると、勝山共販所全体では、80年をピークに材価が下落しており、原木価格の長期低迷を表している状況の中で、組合の出荷材は価格の下落局面で業者よりも高価格を実現している。

これは、組合の生産材の出荷は勝山共販所に限られるのに対し、業者は市場ごとに材質によって選別出荷し、勝山共販所には主として低価格材（小径木、間伐材）を出荷しているからである。もっとも、勝山共販所はこのような低価格材が集中し、有利に販売できるという性格も持っているからである。

ところで先にみた立木評価件数に占める受託件数の比率は、木材の価格動向とほぼ連動している。つまり、価格の高騰期には組合に委託して原木を販売しようとする林家が増加し、下落期には減少するのである。ところが、単価でみると、組合出荷材の価格は、高騰期には最も低く、下落期には最も高くなっている。このことは、業者のように材質によって選別出荷をすれば、下落期にも、高価格で取り引きされる材でも低価格に甘んじているという感が否めない。この点で、森林組合は、立木を販売する林家の要求に充分に応えているとは言い難い。ここにも、組合による受託生産が林家に受入れにくい要因があると思われる。従って、森林組合は素材の選択販売など、販売方法の改善を検討しなければならないと思われる。

## 2. 総括

以上を総括しよう。真庭森林組合は、一方で森林資源の造成と充実につとめ、除・間伐問題などを残しながらも、一応の成果をおさめつつある。また、林家の副業として特用林産物（シイタケ）の生産の普及につとめ、これも成果を得ているが、最近ではシイタケ原木の資源的枯渇が問題になっている。これらは、いずれもその展開の基盤として導入された補助事業が大きな意味ももっていたといえよう。

しかし他方では、現地点において、立木評価や林産事業の在りかたあるいは販売方針をめぐって、森林組合の経営方針と林家の関心とは必ずしも一致しているとはいえない。林家が、真に必要なとしている組合の機能と、現実の姿が乖離しているのである。それは、組合の経営方針に硬直さが存在するためであると思われる。

この事は、一人森林組合にのみ責任がある訳ではなく、林家との関連の中で位置づけられるべきものである。森林組合の方針の長所は徐々に地域の林家に普及しつつあるといえる。また真庭森林組合は、地元の木材業界と関連が深く、実際に組合員や組合理事などは業界の人間が多い。従って、業界の直面する木材をめぐる経済環境をいち早く把握でき、それに対応、処理できるというメリットも持っているはずである。今後は、さまざまな情報を組合に集中、蓄積し、それを背景として組合員、つまり地域の林家や林産業との関係を深め、経済状況に弾力的に対応できる「企業的な」経営改善努力が必要であろう。

## 注

- 1) 本稿を執筆するに当って、次の文献を参照した。
  - (1) 素材生産構造実態調査報告書（V 岡山県における素材生産構造）、125-162。（財）林政総合調査研究所、1983年3月
  - (2) 岡山県森林組合統計書、各年版
  - (3) 真庭森林組合事業報告書、各年度版
  - (4) 真庭森林組合一斉調査票、各年度版
- 2) 最後に、調査に当って何度もお世話になった真庭森林組合、勝山町の林家の方々に御礼申し上げます。